

# 「パワハラ防止義務」の改正法が成立! ハラスメントによる企業リスクと対応策

**開催日時** 2020年2月14日(金) 9:30~12:30

**会場** 大阪銀行協会 別館3階(11号室)

**受講料** 会員…19,800円 一般…27,500円

(参加者1名様、消費税等、テキスト代を含む)

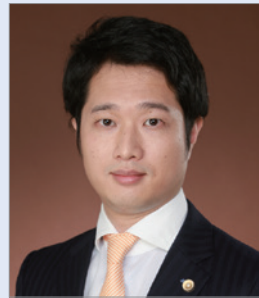
● **特色**

職場のハラスメントは、社員を傷つけることで職場環境を悪化させるだけでなく、SNSや録音を通じて外部に知れることとなった場合、企業の信用にも大きく影響してきます(レピュテーションリスク)。実際の相談事例も多く、大阪労働局に寄せられた民事上の個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ(パワハラを含む)」の割合は6年連続トップです。

しかも、企業に「パワハラ防止措置」を義務付ける改正法が成立しており、施行日は大企業も中小企業も同じ2020年4月1日に迫っている状況です。

(※)中小企業に一定の経過措置がありますが、現在の厳しい情勢を踏まえれば、中小企業であってもパワハラが起きたときにきちんと防止措置が講じられておらず、そのために被害が大きくなれば民事上の賠償責任を問われる可能性があることを考えると早期に取り組むべきです。

本セミナーでは、①2020年4月1日施行の改正法対応として、企業は具体的に何をすればよいのか、②パワハラと指導の線引き問題をどう考えればよいのか、③実際に相談があったときにどう対応・調査すればよいのかについて、実務を踏まえた解説を行います。



2020年4月1日  
施行日目前!  
今押さえておくべき  
対応策とは?

石寄・山中総合法律事務所  
弁護士

たちばな ひろき

講師 **橘 大樹氏**

**【略歴】** 弁護士。専門分野は労働法。慶應義塾大学法学部法律学科、一橋大学法科大学院卒業。司法修習を経て弁護士登録の後、石寄・山中総合法律事務所入所。経営者側に立つ弁護士として、訴訟、労働審判、団体交渉のほか、長時間労働対策、セクハラ・パワハラ、休職、人事賃金制度の変更などを多数手がけ、人事労務に関連する様々な法律相談にも対応している。現在では、『働き方改革』の労務問題を中心にセミナー講師として活躍中。

**【主な著作】** 『労働時間管理の法律実務』(中央経済社)『労働条件変更の基本と実務』(中央経済社)『休職した従業員を軽易業務で復帰させる義務はあるか』(ビジネス法務)など。

## カリキュラム

### 1. パワハラ防止義務の改正法が成立!

- (1)働き方改革とスポーツ界のハラスメント
- (2)ブラック企業=長時間労働+ハラスメント
- (3)2019年5月にパワハラ防止義務が法制化

### 2. 企業のハラスメント防止と現行法

- (1)中小企業もハラスメント対策は必須
- (2)指針の4点セットとは何か
- (3)ハラスメントの「要因解消」も必要?
- (4)必要な「措置」を講じていなかった場合の法的リスクとは

### 3. 2020年4月に施行される企業のパワハラ防止義務

- (1)労働施策総合推進法の改正(2020年4月1日施行予定)
- (2)法律で「パワハラ」はどう定義付けられるのか(3要素)
- (3)パワハラに当たる言動例にどのようなものがあるか
- (4)「厳しい指導」「強い指導」はパワハラか
- (5)部下が「パワハラ」と感じたらパワハラか
- (6)裁判例はパワハラをどう考えているか

### 4. 実務上、企業はいつまでに何をすればよいか

- (1)厚生労働省の新たなパワハラ指針
- (2)企業が義務付けられる「措置」とは何か
- (3)パワハラ発生の「要因」を解消するための取組とは何か
- (4)実務上、企業が対応すべき項目のリストアップ
- (5)就業規則を整備・周知しよう
- (6)社内の指針・ガイドラインを整備・周知しよう
- (7)セクハラ関連の改正もあるのか

### 5. 実際にパワハラ相談を受けたらどうする

- (1)相談者とのコミュニケーション法
- (2)相談対応で最もやってはならないNG行動
- (3)相談者との初回面談時になすべきこと
- (4)ヒアリングにおける事実確認ポイント
- (5)パワハラ事案でよくある弁明と対処法
- (6)ハラスメントが認定された場合にとるべき社内対応
- (7)懲戒処分の社内公表

### 6. 顧客や取引先からのハラスメント(カスタマーハラスメント)

- (1)2018年3月報告書で指摘された新論点
- (2)職場内のハラスメントとどのような違いがあるか
- (3)2020年時点での企業の対応策

参加  
申込書

2/14(金)

「パワハラ防止義務」の改正法が成立!  
ハラスメントによる企業リスクと対応策

**受講料** (参加者1名様、消費税等、テキスト代を含む)

会員…19,800円

一般…27,500円

りそな総合研究所 行

**FAX 06-6258-8863**

貴社名		区分	MS・会員・一般	会員番号	
受講票 送付先	〒	連絡 担当者	部署・役職		
TEL	( )		氏名		
FAX	( )		E-Mail		
		取引店	銀行	支店	
参加者 (ふりがな)	氏名 ( )	部署	役職		
	氏名 ( )	部署	役職		

## セミナー会場のご案内

### 【大阪銀行協会】

大阪市中央区谷町3-3-5

#### 交通

Osaka Metro 中央線・谷町線  
「谷町四丁目」駅6号出口より  
徒歩2分



※当ビルへのお車でのご来場はご遠慮願います。  
※別館へは本館よりお入りください。

## お申込み・お問い合わせについて

#### 申込方法

- 弊社ホームページよりお申込みください。
- 「セミナー参加申込書」にご記入の上、FAXによるお申込みもいただけます。
- 先着順にお申込み受付後、「受講票」「会場地図」をご郵送いたします。受付のご連絡は受講票の発送をもって代えさせていただきます。なお、開催日一週間前までに届かない場合はお問い合わせください。
- 定員を超過した場合は、ご参加いただけないこともあります。

検索



#### お願い

- 録音・録画はご遠慮ください。
- 参加予定の方がご都合の悪い場合は、代理の方がご出席ください。なお、その場合は、お早めに代理出席の旨をご連絡ください。
- 参加申込みが少数の場合や講師の病気他、天災等により、開催を中止させていただく場合があります。

#### 受講料

##### 支払方法

- 会員の方の受講料のお支払いは、入会時にご選択いただきました方法になります。
  - 口座振替の場合: 口座振替日はセミナー開催月の翌月23日(休日の場合は翌営業日)になります。
  - 振込の場合: セミナー開催月の翌月10日頃に請求書をお送りいたします。
- 一般の方の受講料のお支払いは、お振込みとなります。原則、受講料とともに請求書をお送りいたします。セミナー開催前日までにお振込みください。  
(原則として、受講料の払い戻しはいたしませんので、ご都合のつかない場合は、代理の方のご参加をお願いいたします。)

##### キャンセルする場合

キャンセルする場合は、セミナー開催前営業日の17時までにご連絡ください。それ以降のキャンセル及び、当日欠席は、受講料全額をいただきますので、ご了承ください。事前のご連絡が無い限り、自動的キャンセルにはなりませんので、ご注意ください。

#### 個人情報の取り扱い

- 個人情報の取扱いについての詳細は、弊社ホームページ (<https://www.rri.co.jp/kojin/index.html>) をご覧ください。

#### 各種割引

- 本セミナーは、各種割引、無料券の対象セミナーです。

#### お申込みお問い合わせ

りそな総合研究所 会員・研修事業部(研修担当) TEL:06-6258-8806 FAX:06-6258-8863